

防災・減災体制再構築推進基本法の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が今、求められている。

このような状況から、全国的に幅広い視点での防災力の向上を図るため、道路や橋梁、港湾などが国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにしつつ必要な情報を得る科学的・総合的な総点検を実施すること、及び国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進する基本計画を作成することが必要となっている。

さらに、右のハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図るための施策も不可欠であり、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練を推進し、併せて基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置や災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければならない。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することも課題となっている。

このような各種の課題への対策を実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するために、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、右の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十二月十二日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 殿

参議院議長 平田健二殿

内閣総理大臣 野田佳彦殿

内閣府特命担当大臣 下地幹郎殿

（防災担当）